

必ずお読み下さい

## ご留意いただきたいこと

〒650-0015 神戸市中央区多聞通3-2-9

甲南スカイビル 710

兵庫医療問題研究会

**TEL 078-371-3006**

(受付) 月曜・水曜・金曜 午後1時～16時30分

### 1. 調査カードをお送りします

「調査カード」の用紙をお送りします。かなりボリュームがあるので大変ですが、わかる範囲で具体的に書いて下さい。黒のボールペンかインクで、読みやすく書いて下さい。書ききれない場合は、別の用紙に書いていただいてもかまいません。

書き終わったら、調査カード末尾に記載してある送り先までご返送下さい。

その際、診断書などのコピーを同封してもらってもかまいませんが、原本（現物）は絶対に同封しないで下さい。なお、数十ページに及ぶような大部なものはお避け下さい。調査カードはご返還できませんのでコピーをおとり下さい。

なお、調査カードをご返送いただくことによって、担当弁護士が証拠保全の申立、示談交渉、訴訟等、何らかの手続を、必ずお引き受けするとお約束するものではないことをご承知おき下さい。

### 2. 調査カード到着後の流れ

あなたの調査カードが当研究会の事務局に到着すると、事務局では、担当弁護士2名を決め、その弁護士に、あなたから送られてきた調査カード等を渡します（但し、当研究会所属弁護士が相談をお受けすることが妥当でない事案については、担当弁護士を決めず、調査カードをお返しすることがあります）。

担当弁護士は、あなたの調査カード等を検討したうえ、直接面談して相談をお受けすることになりますが、事案によっては書面による回答をもって終わらせていただくこともあります。

当研究会では、あなたの調査カードが当研究会の事務局に到着してから2週間以内に、担当弁護士から相談の日程についてご連絡することを申し合わせています（したがって、実際のご相談の日程はそれ以降になります）。万一、担当弁護士からいつまでも連絡がない場合は、事務局までお問い合わせ下されば、担当弁護士名と電話番号をお知らせします。

調査カードをご返送いただいた後、当研究会がおこなうことは、以上のとおりです。

担当弁護士が決まった後の、あなたのケースについてのご連絡、ご相談、ご質問等はすべて担当弁護士に直接おこなって下さい。

### 3. 兵庫医療問題研究会と、所属弁護士について

当研究会は、「医療過誤裁判を患者側で担当する弁護士の立場で、医療事故問題に関する情報交換や研究を行い、医療過誤裁判の困難な壁を克服することを目的とする」（規約3条）、兵庫県弁護士会所属弁護士の有志で構成された研究会で、その目的の実現のため定期的な勉強会の開催等の活動をしています。

医療過誤裁判は、弁護士にとっては専門外の医学、医療の分野の知識が不可欠なばかりか、医療過誤の発生場面がさまざまな診療科、診療過程に及ぶため、一定回数の勉強会に参加すれば、ひととおりの医療過誤裁判が自信をもって担当できるようになる、といった簡単なものではありません。医療過誤裁判にある程度の経験、実績をもった弁護士でも、新しい医療過誤裁判を担当するたびに、一から勉強しなければならない、というのが現実です。

また当研究会には、入会前からある程度医療過誤裁判の経験、実績をもった弁護士もいると同時に、これまでの経験はないけれども、当研究会の目的に共鳴し、これから医療過誤裁判をやりたいという弁護士もいます。

したがって当研究会では、あなたのケースに類似の事件を過去に扱った経験がある弁護士を担当弁護士に選ぶといったことはお約束することはできません。むしろそうならない場合の方が多しことをご承知おき下さい。

また、当研究会は、勉強会等を通じて会員弁護士の医療過誤裁判を担っていく力の向上に努めますが、当研究会が会員弁護士を指導・監督する立場にはありません。

当研究会があなたの担当弁護士を決めた後、あなたと担当弁護士との間で何らかの問題が生じた場合であっても、当研究会はいかなる責任も負いません。

なお、当研究会に調査カードを返送されたケースは全て、将来医療問題に関する情報交換や研究のために利用することがあります。あなたのケースについても、個人が識別できる情報（住所・氏名・生年月日等）を伏した上で、当研究会において事例報告させていただいたり、当研究会のホームページ上で事案概要を掲載させていただくなど、事案の利用をさせていただくことがありますので、ご承知おきください。

ホームページ上での事案概要の掲載を希望されない場合は、必ず、担当弁護士にお申し出いただきますようお願いいたします。

- ◆ 1回目の相談料（面談）は1万円＋消費税、2回目以降の継続相談料については、担当弁護士にご相談下さい。（面談時間は1時間）